

議第106号

京都市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

京都市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年 9 月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市防災会議条例の一部を改正する条例

京都市防災会議条例の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「の各号」を削り，同条第 2 号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて本市の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第 2 条第 3 号中「前各号」を「前 3 号」に，「または」を「又は」に改め，同号を同条第 4 号とし，同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し，市長に意見を述べること。

第 3 条第 4 項中「その指名する」を「会長が指名する」に改め，同条第 5 項各号列記以外の部分中「の各号」を削り，同項第 9 号中「機関の職員」を「組織を構成する者」に改める。

第 4 条第 2 項中「市の」を「本市の」に改める。

第 6 条中「前各条」を「この条例」に，「はかつて」を「諮って」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

京都市防災会議の所掌事務を変更する等の必要があるので提案する。